

会 務 月 報

第408号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成29年2月21日（火）13:35～15:35

場 所 委員の事務所（飯田委員）

日事連会議室（委員長・担当副会長・事務局）

所属単体会事務局（上記以外の委員）

出席者 委員長 栗原信幸

副委員長 岡村則満

委 員 佐々木章、坂本忠志、飯田真寿郎、高橋宏、
車田聡、田中之博

担当副会長 佐々木宏幸

事 務 局 居谷専務理事、前田、松谷、深澤

議 事

（1）平成29年度事業計画について

事務局より、資料1によって次の概要説明がなされた。

建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単
位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全
な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じ
て、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。
さらに、次世代の建築士事務所のあり方の検討及び次世代を
担う青年等の交流を図り、会員増強及び会の活性化を推進す
る。

総務・財務に関する事業計画は以下のとおり。

①構成員の増強活動及び単位会における青年部会等の設置の
推進等組織の拡充

②第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施

・平成29年10月6日（金）於：和歌山市・和歌山県民

文化会館

③一般社団法人としての必要な手続及び日事連の運営にかか
わる諸規程等の整備

④建築士事務所の業務環境改善等にかかわる調査・研究

⑤We b会議の実施・運営

⑥各種保険制度の運営

協議の結果、資料1のとおり常任理事会に提案することと
した。

（2）平成29年度収支予算について

事務局より、資料2により次の概要説明がなされた。

予算編成の基本方針等は以下のとおり。

・会費収入では、12月末現在の構成員数は、前年度と比
して40事務所減少しているが、会員増強活動を推進し
ているところであり、前年度と同額とした。

・講演講習会収入・講演講習会費支出では、「既存住宅状
況調査技術者講習」を新規に実施するか企画検討中であ
り、当該予算額については仮の金額を計上している。

・全国大会参加費収入では、平成29年度は地方大会のため、日事連の収入は発生しない。

・広報費支出では、改正建築士法の周知予算を前年度より
増額。また、前年度に引き続き建築士事務所キャンペ
ーン事業の単位会への助成金（各単位会 上限10万円）を
計上した。

・委員会費支出では、We b会議の本格導入に伴い、旅費
の支給額を実行予定に合わせて見直し、前年度予算より
減額した。

・建築復興支援センター事業支出では、熊本地震への対応
のため、前年度と同額1,000万円を計上した。

・その他、財政安定積立預金の取崩し及び積立では行わな
い。平成28年度決算において財政安定積立預金支出を
5,000万円執行する予定とした。

・適合証明業務登録機関特別会計では、適合証明技術者の
登録・更新のない年にあたり、追加・再登録者のみの対
応となるため、前期からの繰越額と財政安定積立預金で

まかなう予算とした。

協議の結果、資料2の原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 第40回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施結果について

事務局より、資料3によって平成28年10月7日に開催した全国大会の実施結果について次のとおり概要説明がなされた。

単位会690名、国土交通大臣等招待者その他85名、合計775名が参加し、収支決算は1,688万円余であった。また、午前中には、これから変革していく建築業界を乗り越えていくために、次世代設計者が一堂に集まり交流を図ることを目的として、青年話創会という行事を、別会場で開催し、参加者155名（他オブザーバー38名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及び意見交換等を行った。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に報告することとした。

(4) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）実施要項について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。大会テーマを「時を紡ぐ 明日へと～歴史・文化・自然～」、大会スローガンを「“連れもていこら 紀の国 和歌山へ”～木の国で語る「一期一会」～」として、10月6日に和歌山県民文化会館及びホテルアバローム紀の国を会場として開催する。従来の大会式典、日事連建築賞作品展示及びパーティの他、「紀の国」と「木の国」を掛け、木や自然等を切り口にした基調講演、パネルディスカッション、特別企画展示等を行う。大会参加費は4,000円、パーティ参加費は12,000円、収支予算額は4,495万円である。

また、全国大会前日の午後に、ホテルアバローム紀の国で、青年話創会を開催する。

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 建築士事務所全国大会の運営について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

全国大会の地方と東京の隔年開催及び全単位会一巡を優先するか否か等について、前回の委員会後、各委員がブロック（単位会）の意見聴取等を行ったが、地方開催の日事連負担金が減る可能性を示唆したところ、隔年開催の継続を希望する単位会が増えた。

委員から次の意見が出された。

- ・ブロックからの意見集約を行っても、なかなか決定出来ない。常任理事会等で最終的な方針を決定しないと話しが進まない。
- ・毎年、地方開催が良いと考えているが、近年の地方開催の収支は、主管会によって大きく差がある。事前に日事連と主管会で協議し、収支を明確にすることで、毎年、地方で開催することも可能ではないか。
- ・地方開催の収支に差があり過ぎる。今後主管会となる単位会が、予算の設定を滞りなく出来るように、基準となる予算のモデル（マニュアル）があった方が予算作成しやすい。
- ・イベント会社に依頼せずに開催出来るようにならないか、検討した方がよい。
- ・東京開催がマンネリ化してきている。5年に1回程度で良いのではないか。
- ・主管会は全単位会で一巡すべきだが、主管会を引き受けられない単位会もある。6ブロック持ち回りとし、ブロック内で開催出来る単位会を決定してもらうのが合理的だろう。
- ・これまで、3期の総務・財務委員会で検討してきたが、堂々巡りで結論が出ない。常任理事会で方向性を打ち出し、全国会長会議に諮る等、結論を出すべき時期ではないか。

協議の結果、これまでの総務・財務委員会での検討状況等を常任理事会へ報告し、今後の全国大会の地方と東京の隔年開催の是非について協議検討を行ってもらうこととした。

(6) 単位会費等のアンケートの実施について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成27年8月に単位会の会費、役員数及び事務所登録手数料等の調査を行ったが、今般、理事（単位会会長）より最新の情報に更新するよう要請があった。

委員から次の意見が出された。

・賛助会員の多少によって、単位会の会費収入に影響するので、単位会の賛助会員の状況も知りたい。

・会費収入の他に事業収入等、収益の状況を知りたい。

協議の結果、前回の調査項目に賛助会員数及び平成27年度決算収益割合を追加し、単位会へアンケートを実施することとした。

(7) WGの活動状況について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成27年8月に、総務・財務委員会のもとに設置した「建築士事務所の執務環境整備WG」は、次世代育成問題等解決策や多様な発注方式の問題等の課題8項目について検討し、平成28年6月の建築士事務所協会全国会長会議（全国会長会議）で中間報告を行った。その後、WGの名称を実態に即した「建築士事務所の業務環境改善WG」と変更し、平成28年12月から、中間報告のうち、継続して検討すべき5項目について協議を開始したところであるが、平成28年12月の全国会長会議で、単位会会長より、公共事業での最低制限価格の有無等並びに設計業界の給与水準及び労働環境等を実態調査してほしいとの要望が出され、大内会長の指示により、平成29年6月の全国会長会議に報告すべく、まずは地方公共団体に対する調査を最優先に検討を開始した。2月27日のWGでは、3月に実施するアンケート項目の最終確認等を行う予定である。

また、前回の総務・財務委員会で設置を決定した青年WGは、大内会長の指名により、主査に鈴木勇人氏（理事、建築士事務所の業務環境改善WG委員）及び副主査に本澤崇氏（青年話創会委員長）が就任することとなった。先般、大内会長及び鈴木主査等で委員の人選及び今後の活動等について打合

せを行った。和歌山大会の際に実施する青年話創会の企画運営も青年WGで行う予定である。第1回WGは3月10日に開催する。

(8) 平成29年度の主な会議日程について

事務局より、資料8によって平成29年度会議日程について報告がなされた。

次回委員会開催予定

平成29年5月24日（水）13：30～16：30

（Web会議）

（配付資料）

資料1：平成29年度事業計画書（案）

資料2：平成29年度収支予算について

資料3：第40回建築士事務所全国大会（東京開催）の事業報告書

資料4：第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施要項（案）

資料5：全国大会の地方と東京の隔年開催等にかかわるブロック協議会からの回答

資料6：単位会費等のアンケートの実施について

資料7：建築士事務所の業務環境改善WGの活動状況及び青年WGについて

資料8：平成29年度会議日程（予定）

■第2回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成29年2月6日（月）13：30～16：00

会 場 委員の事務所（坂本委員）

日事連会議室（委員長・副委員長、事務局）

所属単位会事務局（上記以外の委員、担当副会長）

出席者 委員長 堂田重明 副委員長 鈴木兼次

委 員 田中幸吉、宇枝敏夫、尾添信行、
坂本拓三

担当副会長 佐野吉彦

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川、吉田

欠席者委員 外村選

<配付資料>

資料1-1: 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実
施状況等について

資料1-2: 管理建築士講習に係る経費配分の見直しと開催回数
の増加について

資料1-3: 建築士定期講習のインターネット申込みの受付の導
入について

資料2-1: 建築士事務所の管理研修会の平成28年度の受講者
数等

資料2-2: 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研
修会」の改訂と開催概要(案)

資料2-3: 平成29年度版テキスト改訂の目次

資料3-1: 新都市ハウジング協会とのCFT造建物の講習会&
見学会(愛知県)の実施結果等

資料3-2: 日本膜構造協会との膜構造による魅力ある空間創造
「見学会&講習会」の開催案内

資料3-3: 中大規模木造建築物設計講習会(木活協)

資料4: 平成29年度教育・情報に関する事業計画(案)
議事

1. 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)について

(1) 実施状況等

- ・法定講習の実施開始年度から現在までの受講者数について、事務局より資料1-1に基づき報告をした。
- ・平成28年度は、第4期を含めて管理建築士講習が約1,000名、建築士定期講習は約12,000名の受講が見込まれる状況である。
- ・管理建築士講習は建築士事務所登録をしている管理建築士が一通り受講されてきていることから、平成23年度を境に減少傾向が続いている。

(2) 管理建築士講習に係る経費配分の見直しと開催回数の増加について

建築技術教育普及センターでは、受講者減少による経費配分の減額を平成27年度は行わず据え置いたが、想定数より

大きく下回る結果となったことから見直しをすることにした。この経費配分の見直しと開催回数の増加(案)については、昨年12月に各委員へ確認をしてもらい、事前に了承を得ているが、改めて資料1-2により確認をした。

経費配分の減額は、平成28年度の第1～3期で既に単位会へ支払い済みの分は第4期の清算時に遡及適用する。

(3) 建築士定期講習のインターネット受付について

- ・インセンティブ配賦に関するアンケートでも意見が多かったインターネットによる申込みの受け付けについて、平成29年度第3期より運用を開始することについて、資料1-3により事務局より説明がなされた。
- ・受講希望者の多数はインターネットによる情報をみて講習機関を選択していると考えられるが、直接ネット申込みができないことから他の民間機関を選択している者も多いと思われる。新規獲得をしていくためにもネット受付を導入し、一定枠を受け付けることにする。
- ・ネット申込みが可能になれば、受講料支払いもクレジット、コンビニの決済も可能とする予定である。
- ・導入の時期は決して遅くはないという意見も出された。
- ・この導入に伴い、平成30年度の手数料配分を改訂し、センターの事務処理費用を追加する。このため、単位会の一人当たり委託手数料100円程度以内を目標に減額する予定である。なお、導入が可能となれば、申込みが増え手数料増が期待できる。
- ・協議をした結果、ネット申込みの受付の導入について了承した。

2. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会について

(1) 平成28年度の実施状況

- ・資料2-1により、平成28年度の管理研修会の各都道府県の開催状況について確認した。

今後3月までに開催を控えている単位会もあるが、現時点の受講者数は3,197名となっており、3月までの受講者を見込むと4,000名を超えそうであることを事務局より報

告した。

(2)平成29年度版テキスト改訂の進捗状況及び開催の概要(WGの報告)

- ・改訂テキストWGの主査である佐野担当副会長より資料2-2に基づき、改訂内容と研修会開催の時期、講習方法等について報告がなされた。
- ・テキストは従来の基礎編と実務編の構成を変え、各章ごとにタイトルを付けてまとめている状況である。

3. 他団体との研修の協力開催の実施状況及び今後の企画について

- ・昨年11月21日に日事連と(一社)新都市ハウジング協会の共催で実施したCFT造建物の設計/施工講習会(場所:名古屋大学)の実施結果について、資料3-1により事務局から報告がなされた。愛知会事務局等の協力を得て募集を行い、自治体等を含めて53名が参加した。ハウジング協会では今後も共催で継続して実施してほしい意向を示している。
- ・今後の予定として、これまで日事連と(一社)日本膜構造協会共催で東京と大阪で実施してきた見学会&講習会を3月9日に予定していることを資料3-2により報告した。場所は中京地区(愛知県・三重県)で大型観光バスを利用し講習は車中で行い、各地の見学を行う予定である。
- ・その他、国土交通省補助事業「中大規模木造建築物設計講習会」を(一社)木を活かす建築推進協議会の主催により2月14・15日の2日間講習で行う予定にしていることを資料3-3により報告した。受講の対象は国の要請により東日本地区側の23単位会(各会から原則2名参加)にしている。交通費、宿泊費は同推進協議会の規定により支払われる。また、来年度に国の予算が伴えば西日本地区の単位会を対象に行う考えがあることを報告した。

4. 教育・情報に関する平成29年度事業計画について

- ・事務局が作成した事業計画(案)に基づき、協議を行った。(資料4)
- ・計画(案)の4項目のほか、教育・情報で行っている事業を広報PRすべきとの意見が出され、情報発信に関する事業

を追記することにした。

- ・事業計画としては5項目とすることで了承された。

5. その他

- ・次回委員会日程:平成29年4月20日(木) 13:30~16:00 <Web会議>

■第2回業務・技術委員会議事概要

日 時 平成29年2月1日(水) 14:00~17:20

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 伊藤光洋 副委員長 栗田政明

委 員 高橋清秋、小河節郎、藤井均、松村和夫、
上柿重信、野原勉

担当副会長 遠藤正幸

特別出席 国土交通省住宅局住宅生産課 歌代純平係長

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出、青柳

(配付資料)

資料1:平成29年度 業務・技術に関する事業計画(案)

資料2:インスペクションガイドラインに準拠した新しい講習の実施及び同受講者名簿の整備について

資料3:建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

資料4:適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の実施と費用配分について(案)

資料5:「実務者のための設計・監理契約書講習会」の開催について

資料6:都道府県における工事監理費の部分払いについてのアンケートのご協力のお願いについて

資料7:建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する告示案に関する意見募集について

資料8:(仮称)建築士事務所・建築士のための定期報告実践講座(三重会実施案)

資料9:JAAF-MS T維持管理WGの報告について

資料10：建賠保険の事故事例集の作成について

資料11：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会の開催状況について

議 事

1. 平成29年度業務・技術に係る事業計画の立案について

資料1により、平成29年度の業務・技術に関する事業計画（案）、委員会回数及び経費（案）について事務局より説明され、承認された。

2. インспекションガイドラインに準拠した新しい講習の実施及び同受講者名簿の整備について

資料2により、居谷専務理事より、平成30年4月1日に施行される宅建業法の改正により、既存住宅のインスペクションが法的に位置づけられ、一定の講習を経たインスペクターの確保が求められている旨、説明された。日事連主体で、既存住宅状況調査技術者の養成・講習を行うべきかについて協議した。

協議の結果、以下のような意見が出され、引き続き検討の上、3月の常任理事会までには対応の可否を判断することとした。

- ・宮城会では、宮城県宅地建物取引業協会から、受け皿となつてほしいとの相談があったが、調査費について話がまとまらず、一旦ストップしている状態である。
- ・インспекションの義務化により、建物取引における建築士の責任がこれまで以上に問われるようになる。日事連で既存住宅状況調査技術者の養成を行うのであれば、講習会の内容に免責事項を詳細まで含めるべきである。
- ・静岡会では、調査のみでは建築士の利益が望めないのも、様子をみてから判断することとした。
- ・調査だけでは収入にはならないが、調査後のリフォームまで含めれば、建築士事務所の利益につながるのではないかと。
- ・建築士の定期講習のように事務所に所属する全建築士が対象ではないので、既存住宅状況調査技術者を取得する建築士は限られると思われる。競合機関もある中で事務所協会が講習機関になっても、財政負担が大きいだけなのではないかと。
- ・少人数の事務所では、既存住宅にも業務範囲を広げないと事務所の存続が難しくなっており、このままでは事務所協

会の会員数も減少し続けてしまうのではないかと。

- ・埼玉会では、昨年から住宅定期点検制度を作り運用し始めたところである。日事連で行わない場合は、独自でインспекションを行うと思われる。
- ・地盤によるものなど目視で調査できないことが原因での問題が起きた場合も建築士の責任になってしまうので、リスクが大きいのではないかと。
- ・適合証明技術者講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日開催のように、インスペクターも他の講習と抱き合わせて行ったら受講者数を確保できるのではないかと。
- ・既存住宅状況調査技術者の対象が、事務所に所属する建築士なのであれば、事務所協会として何らかの対応はしないといけないのではないかと。
- ・平成28年の既存住宅現況検査技術者講習は約2,400人が受講しており、住宅瑕疵担保責任保険協会では、その2,400人を対象に含めて6～8月に既存住宅状況調査技術者の講習会を開催する予定である。日事連で、既存住宅状況調査技術者の講習を行うのであれば、保険協会が講習を開催する前に、周知しないと人数の確保は難しい。
- ・登録機関は、相談窓口を設置する必要があり、単位会の業務負担も増える。
- ・既存住宅状況調査技術者講習、耐震診断、建物の性能向上の3段階の講習とするなど、日事連独自の講習システムにして、他の講習と違いを出してはどうか。

3. 建築物省エネ法に係る国土交通省との意見交換について

資料3に基づき、国土交通省住宅局住宅生産課 歌代係長より、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律について説明がなされ、意見交換を行った。以下のような意見が出された。

【適用判断について】

- ・規制措置の適用が除外される用途に「居室を有さず、かつ、空気調和設備を設ける必要がない用途」として、「畜舎・堆肥舎その他これらに類する用途」とあるが、畜舎で空調を設ける場合でも規制措置の適用除外となるのか。
- 施行令において、空気調和設備を設ける必要がない用途に、

「畜舎・堆肥舎その他これらに類する用途」と規定しているため、そのような表現となった。畜舎に空気調和設備を設ける場合も、規制措置の適用除外となる。

- ・自動車駐車場は適用除外用途となっているが、複合用途として地下駐車場がある場合等は、駐車場部分は除外となるのか。
→適用除外となる用途は、建物全体としての用途を指しており、地下駐車場がある建物の場合は、駐車場部分も含めて対象となる。逆に、建物全体の用途が駐車場の場合で、管理人室を設ける場合は、管理人室も含めて適用除外となる。
- ・大きな工場においては、生産エリアの中に、休憩所を作り空調をし、生産エリアにもスポット空調する場合があるが、その場合は適用となるのか。
→この場合は、適用判断とは別になる。適用となった後に行う省エネ計算の対象となるかの議論となる。現状の省エネ法においても、生産エリアは計算の対象外となっており、引き続き、生産エリアは省エネ計算の対象外となる予定である。
- ・適用除外となる高い開放性を有する部分として、開口部の面積は1/20以上であるか否かを、毎回確認しないといけないのか。
→高い開放性を有する部分があることで、適用除外となる場合は必ず確認する必要があるが、開放部分を除いても明らかに義務対象となる場合は必要ない。
- ・増改築の場合において、段階的に増改築を行う場合はどのように適用義務を判断するのか。
→各増改築が1/2を超えているのかで判断するので、1回目と2回目それぞれが1/2を超えておらず、合わせて当初の面積の1/2超の割合となった場合は、対象とはならない。
- ・季節により開口部を解放したままであったり、閉じたりする場合は、高い開放性を有すると判断してもよいのか。
→高い開放性とは、常時空いていることを想定しており、閉じることができるのであれば、安全側を見て閉じている状態で判断する。
- ・適用するかどうかの事例を示してほしい。

→できるだけ広く事例を示した事例集を出したいと思う。

- ・届出の義務となる建物において、「基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等」とあるが、必要と認める場合とする判断の基準は定める予定はあるのか。

→2月中に施行通知を出す予定であり、そこで技術的助言を出す予定としている。

【判定機関等について】

- ・省エネ法の判定機関は、主要都市だけでなく、全国に設置される予定なのか。

→品確法の住宅性能評価機関にアンケートをとった結果、全国で80～90機関が登録予定だとの回答であった。また、登録申請もすでに受け付けており、約90機関が登録の準備が出来ている。なお、判定機関は、それぞれ全国的に業務エリアを決めて業務を行うことになっている。

- ・省エネ法の判定機関に「所管行政庁又は登録省エネ判定機関」とあるが、所管行政庁にも判定機関が必要だとの考えか。

→構造の場合は、都道府県知事が適合判定を行う機関となっており、そこから民間機関に委任した場合は、都道府県知事は適合判定を行う必要はないが、省エネ法においては、民間に委任した場合でも、所管行政庁も適合判定を行うことになっている。

- ・適合判定に手数料が発生すると思うが、手数料に規程はあるのか。

→手数料は決まっていないので、民間機関によって異なると思われる。

【業務報酬について】

- ・告示15号については、どうなるのか。

→省エネ法の改正により、建築士事務所の業務が増えることは認識している。来年度、省エネ法含めた業務量を調査し、その結果を踏まえて告示15号を見直す予定である。現状では、告示15号の変更の告示が出て、省エネ法の適合業務については、標準外業務とすることとなったので、4月以降、別途必要な費用を請求して問題ない。

【マニュアル、Q&A等について】

- ・完了検査の申請において、省エネ基準に適合した根拠を添付して提出するが、どこまでの資料を提出する必要があるのかについてガイドラインを出す予定はあるのか。
 - 省エネ基準に係る工事監理のマニュアルについて全国で説明会を行っている。そのマニュアルの中に省エネの工事監理報告書を載せており、基本的に、その報告書又は、その報告書の載っている情報を添付することを想定している。
 - ただし、行政庁の規則により、より詳細情報を求めることも可能ではある。
 - ・本日の質疑を含め、Q&Aにまとめて公開する予定はあるのか。
 - 建築物省エネ法の説明会のホームページにてQ&Aを載せており、随時、更新していく予定である。
4. 平成28年度適合証明技術者と同日に実施した「既存住宅現況検査技術者」の費用配分について
- 平成28年度適合証明技術者の講習・登録時に実施した「既存住宅現況検査技術者講習」の単位会と日事連の費用配分について、資料4により事務局より報告された。最終受講者は2,423名であり、住宅瑕疵担保責任保険協会へ必要経費を支払った後、単位会と日事連で費用配分し、単位会へ28年度内に利益を還元する予定である旨、説明された。
5. 「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」講習会の開催について
- 資料5に基づき、土法改正に合わせた四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改正及び小規模向け契約書類の発行に合わせ、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」を改訂、この新しい解説書をテキストとして、契約の重要性、約款の内容などを学習することを目的とした講習会を開催する旨、事務局より説明された。建築士会へも同様の講習を案内しており、3月までの間に27単位会で実施予定であることが報告された。
6. 工事監理費の部分払いのアンケート調査について
- 公共工事の工事監理を都道府県より受注した場合の工事監理費の部分払いについて各都道府県における状況をアンケート調

査した旨、資料6に基づき事務局より説明された。1月30日現在で26単位会から回答があり、工事監理の部分払いの規定があるとの回答は73%であったことなどが報告された。

回答がそろった段階で改めて調査結果について業務・技術委員会に報告される予定。

◎次回委員会

平成29年4月19日(水) 14:00～16:30

Web会議で開催予定。

■第2回広報・渉外委員会議事概要

日時 平成29年2月10日(金) 14:00～16:30

場所 所属単位会事務局(Web会議にて参加する委員・担当副会長)

日事連会議室(委員長・事務局)

出席者 委員長:植村吉延 副委員長:相場博

委員:藤原昇悟、海宝弘和、矢尾憲一、西山勝敏、丸川眞太郎、内田要

担当副会長:富岡學

事務局:居谷専務理事、前田、鈴木、三浦、安藤

<配付資料>

資料1:平成29年度共同要望項目についてのアンケート集計

資料1-参考1:共同要望項目の目的と平成28年度内容

資料1-参考2:地方公共団体向け及び会員事務所向けのアンケートについて

資料2:平成29年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料3:平成29年度日事連建築賞の実施について

資料4:平成28・29年度台割表

資料5:日事連ホームページ改修について

資料6:改正建築士法の周知・普及活動について

資料7:平成29年度事業計画(案)

議 事

1. 平成29年度共同要望項目の検討

事務局から資料1により、平成29年度共同要望項目についてのアンケート結果について、説明がなされた。

共同要望項目について、各委員等より以下の意見が出された。

【追加すべき項目】

○最低制限価格の引き上げについて

- ・単位会でアンケート等を実施し、最低制限価格の根拠となる具体的な数字を提示したうえで、要望していく必要があるの

ではないか。

- ・最低制限価格を設定していない自治体もまだ多くあるため、まずは最低制限価格の設定を強く要望すべきではないか。
- ・最低制限価格引き上げについての根拠となるバックデータの収集を、日事連で行って欲しい。

居谷専務理事より、各自治体で置かれている状況が異なり、全国レベルで統一した最低制限価格の比率を設けることは難しいと考えられるため、平成29年度の要望項目としては、最低制限価格を設けていない自治体については最低制限価格の設定を、最低制限価格の比率が適切でない自治体については最低制限価格の見直しを要望してはどうか、との意見が出された。

○木造住宅の耐震化の一層の促進について

- ・昭和56年以前の木造住宅についての耐震化が主眼であり、平成12年以前の木造住宅については、各行政が補助制度を思案している状況だと考えられるため、個別に対応すべき内容ではないか。

【修正すべき項目】

○プロポーザル方式について

- ・プロポーザル方式とコンペの違いが充分理解されておらず、プロポーザル方式においてコンペに準ずるような過度な提案・企画を要求される場合があるため、配慮を求めるよう追記してはどうか。
- ・プロポーザル方式について説明するのであれば、他の入札方式についても全て説明が必要になると考えられるため、あえて追記する必要はないのではないか。
- ・プロポーザル方式での発注が年間で何件程度あるかを把握する必要があるのではないか。
- ・プロポーザル方式とコンペの違いがわかるようなガイドラインを、要望書に添付してはどうか。

【削除すべき項目】

○賠償責任保険への加入について

- ・賠償責任保険は加入すべきであり、削除する必要はないのではないか。
- ・士会連合会は会誌で具体的に加入促進をしており、日事連も

会誌でもっと加入促進をすべきではないか。

○建築C PD情報提供制度について

- ・C PDの点数の活用方法について、日事連で指針を出すべきではないか。
- ・C PD制度は建築士のステージを上げるものであり、これから普及が進むと考えられるため、削除するのではなく推進していくべきではないか。

居谷専務理事より、要望書で記載している建築C PD情報提供制度は、包括的なC PDであり、建築士の勉強活動を評価して欲しいという趣旨で記載しているとの説明がなされた。

協議の結果、平成28年度の共同要望項目から追加・削除はしないが、「1.業務報酬規準に準拠した契約をすること」の中で業務委託内容の明確化、並びに「2.価格以外の要素を考慮すること」の中で、低入札価格調査基準の設定と最低制限価格の引き上げ及び業務の平滑化について、追記するか検討することとした。

2. 平成29年度建築士事務所キャンペーン事業の検討

事務局から資料2により、キャンペーン実施の目的、全国共通テーマ、参加者への配布資料及び単位会への助成金についての説明がなされた。

協議の結果、以下のとおりとした。

- ・実施要項の趣旨文については、平成28年度に引き続き同様の内容とする。
- ・キャンペーンのタイトルは、昨年度に引き続き「信頼のあかし 建築士事務所協会」とし、サブタイトルは各単位会にて設定する。
- ・配布資料は昨年度と同様に「安心して家を建てるには」「国民への周知パンフレット」「建築主向け建築士法改正に係るパンフレット」「建築士向け建築士法改正に係るパンフレット」の4種類とする。
- ・平成28年度に引き続き建築士事務所キャンペーン実施経費として、単位会に上限10万円の助成金を行うことで、予算申請する。

委員より、各単位会で実施したキャンペーン事業の内容につ

いて、他の単位会での実施内容を参考にしたいため、情報公開して欲しいとの意見がなされ、事務局より、従来から報告書を取りまとめて単位会に情報提供しているが、目新しいものについては会誌『日事連』へ記事として掲載するとの説明がなされた。

3. 平成29年度日事連建築賞の実施について

事務局から資料3により、実施スケジュール、募集要項等の主な変更事項、単位会における第1次審査についての留意事項及び前回の会員外事務所の受賞状況についての説明がなされ、確認した。

4. 会誌編集専門委員会報告

会誌編集専門委員でもある丸川委員から資料4により、下部委員会である会誌編集専門委員会の活動状況及び当面の課題について報告がなされた。

富岡担当副会長より、見開きページの使い方に工夫が必要との意見が出された。また、建築士・建築士事務所の登録数は1頁にして短くしても良いので、建築士事務所の所員数についてのデータを掲載してもらいたいとの意見が出され、今後検討することとした。

5. ホームページの改修について

事務局から資料5により、ホームページの改修状況について、以下の報告がなされた。

○トップページの講習一覧については、日事連関係と他団体の講習会を分けて掲載できるようにする。

○近隣単位会の有益な情報が入手できるよう「都道府県の協会情報」ページを新たに追加し、単位会の情報を掲載できるようにする。

なお、改修作業については、3月末までに終了予定。

6. 改正建築士法の周知・普及活動について

事務局から資料6により、これまでの会員・建築士向け及び一般向けの周知活動の内容について、説明がなされた。

広報活動はできる範囲のことは行っているため、地道に努力していく必要があるとの話があった。

7. 平成29年度事業計画について

事務局から資料7（事務局作成の事業計画案）についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり了承された。

8. その他

次回委員会開催日：平成29年4月28日（金）

14:00～16:30 日事連会議室

■会誌編集専門委員会議事概要

日時 平成29年2月13日（月）14:00～16:00

場所 所属単位会事務局等（静岡会・大阪会・奈良会・岡山会の委員等）

日事連会議室（東京会・神奈川会・山梨会の委員、ジェイクリエイト、事務局）

出席者 委員長：澤崎 宏 副委員長：小泉 厚

委員：宇塚幸生、佐藤光良、鈴木 剛、三谷滋伸、丸川眞太郎

広報・渉外委員長：植村吉延

オブザーバー：（株）ジェイクリエイト－城市奈那、井手真梨子

事務局：前田、鈴木、三浦、安藤

<配布資料>

資料1：平成29年3月号～平成29年6月号台割

資料2：広告関係資料

資料3：新特集提案（宇塚委員・小泉副委員長・ジェイクリエイト）

参考：平成28、29年度 年間台割表

議 事

1. 前回委員会以降発行の会誌1月号、2月号の掲載内容についての意見交換

会誌1月号及び2月号の掲載内容について、各委員より感想を述べ、意見交換を行った。

1月号の特集記事について、例年の「年男男女女」ではなく「初夢がたり」としたところ、若手会員や女性会員からの寄稿があり、とても良かったとの意見が多く出された。

また、見開きページの使い方について、工夫する必要がある

との意見が出された。

2. 3月号特集等の編集作業状況報告

ジェイクリエイト及び事務局から資料1により、間もなく発行される3月号について、以下のとおり説明がなされた。

特集「建築とモニュメント」では、会員と委員より5件の寄稿があった。その他、「美術館・博物館巡り」では、福島会の手配により猪苗代のギャラリーを、「単位会だより」では、沖縄会による次世代委員会の創設と活動全般を、「建築まちづくりNEWS」では、応急危険度判定活動の建築CPD実績登録についてのお知らせを掲載する。

また、表紙の選定を行い、東京国立博物館・表慶館を採用することとしたが、特集タイトル「建築とモニュメント」とリンクするよう、表慶館前に建つライオン像をアップにする等、アングルを変更することとした。

3. 広告の掲載依頼について

事務局から資料2により、現在依頼されている広告について説明がなされ、協議した。

総合資格学院の記事体広告については、同月号の同社本文広告の掲載を見合わせる等の調整を行い、会誌の後半ページに掲載する等、全面に出すぎないように考慮したうえで、掲載することとした。

4. 4月号以降の特集等掲載内容の確認、検討

ジェイクリエイト及び事務局から資料1により説明がなされ、協議した。

○4月号

・特集は「地域林業と国産材流通の現状」

「森林政策と国産材活用の現状」についてのインタビュー記事、「天竜材の地産地消と地産外商」及び「500年続く林業地 吉野の森のノウハウ」（奈良の木ブランド課）について、取材記事を掲載する。

また、特集の最後に各都道府県の実業振興、地場産材活用についてコラム記事として掲載する。

⇒「地域林業と国産材流通の現状」は表紙のタイトルとしては長い為、キャッチコピーを検討する必要があるとの意

見が出された。

- ・その他、「景観・まちづくり地域探訪」、「美術館・博物館巡り」等の掲載予定記事について報告がなされた。

○5月号

- ・特集は「照明のデザイン」

インタビュー記事と、旅先等で印象に残った照明デザインや自ら設計した照明デザインについての会員投稿を検討している。

⇒インタビュー記事について、ページ数に対して照明デザイナー2名では少ない。人数を増やして、もっとバリエーションを増やした方が良いとの意見が多く出された。

インタビュー候補者として、石井幹子氏、東海林弘靖氏、戸恒浩人氏、サワダライティングデザイン&アナリス等の名前が挙げられた。

また、「好きな照明デザイン」について、会員投稿は少ないのではないかと、意見が出された。

○6月号

- ・特集は「屋上緑化・壁面緑化の今」

インタビュー記事と、専門家へ海外事例についての執筆を依頼する。

⇒パソナに取材を申し込んでどうか。

- ・その他、事務局より「訪ねてみたい街ガイド」、「美術館・博物館巡り」については、和歌山会へ依頼済であるとの報告がなされた。

5. 特集等企画の検討

委員及びジェイクリエイトから、資料3により特集等の提案があり、協議を行った。

○透明のレシビ (宇塚委員)

透明感を演出する材料であるガラスに焦点を当てて、歴史、製法、特殊ガラスの持つ特性や、支持方法について追求する。

ガラス建築の歴史については、大学の先生にまとめてもらう。ガラスの作られ方については、ガラスメーカーや工場にヒアリングを行う。また、自身の設計した透明な建築、国内や国外で訪れ感動した透明建築について、会員投稿を募る。

⇒工学院大学の准教授や、旭硝子中央研究所に話を聞いてみて

どうか。

○空き家 (小泉副委員長)

最近、社会問題となっている空き家について、特集を組んでわかりやすく説明する。

構成：1. 成功例 2. 現状 3. 各地域での取り組み

⇒ブルースタジオの大島氏に話を聞いてみてはどうか。

○リノベーションホテル (ジェイクリエイト)

インタビュー記事、リノベーションの事例紹介、重要文化財の保存活用について掲載する。

○映画と建築 (ジェイクリエイト)

インタビュー記事、映画で紹介されたまちや建築物の紹介、思いついた深い映画と建築 (会員投稿) を掲載する。

上記の提案を受けて、特集については、7月号「リノベーションホテル」、8月号「映画と建築」、9月号「透明のレシビ」、11月号「空き家」の順で掲載を予定することとした。

その他、10月号は「日事連建築賞」、12月号は「全国大会 (和歌山大会)」を特集する。

6. その他

○Web会議について

- ・日事連会議室に設置しているスピーカーが細かい雑音を多く拾っており、Web会議参加者によっては音声非常に聞き取りにくい。また、下を向いて話をする場合、声がこもってしまい聞き取りにくいとの意見が聞かれた。

⇒スピーカーの設置位置を検討する。発言者はスピーカーに向かって話をする。

- ・日事連会議室に設置しているカメラが会議室全体を映している為、委員等の顔が小さくWeb会議参加者にとっては距離を感じる。

⇒カメラの設置位置や、ズーム機能のあるカメラを使用する等、今後検討することとした。

○次回日程 4月5日 (水) 15:00~17:00

(日事連会議室)

■第2回指導運営委員会議事概要

日 時 平成29年2月3日（金）14:00～15:30

場 所 Web会議

出席者 委員長：新沼義雄 副委員長：小林忠志

委 員：加藤彰、初鹿和久、滝井利彰、若林亮、
佐々木世希、河村晃文

担当副会長：岩本茂美

事務局：居谷専務理事、前田、千浜、野出

< 提出資料 >

資料1 平成29年度 指導運営に関する事業計画（案）

資料2 平成28年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

（委員による修正版）

議事1. 平成29年度指導運営に関する事業計画について

平成29年度の指導運営委員会に関する事業計画案について、資料1に基づき事務局より説明がなされ、内容について以下のような協議を行なった。

○予算にWeb会議の分の費用が計上されていないので、入れるべきではないか。

→Web会議の費用を算出し、入れることとした。

○教材の広報・改訂等に係る費用とは何を指すのか。

→トラブル予防のテキスト等に関する費用。

○全体の予算額に対して、予備費が大きすぎるのではないか。

→他の委員会の予備費を鑑み、総務・財務の担当者と調整することとした。

予算は一部修正を行なうこととし、事業計画案については各委員において確認し了承された。

議事2. 平成28年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成28年度上半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、各委員が内容の確認・修正等を行なった原稿である資料2に基づき、各委員より説明がなされた。主に以下のような意見が出され、必要に応じて修正することとした。

○P2：岩手会の事例

・「これまでの業者」という文言は必要なのか。

・金額がいくつか出てくるが、どういう計算になるのか分かりづらい。

・内容証明を送付したとあるが、誰が誰に対して送付したのか分からない。

・指摘事項を踏まえて再修正することとした。

○P3：岩手会の事例

・本文中「本人」は相談者のことなので、「相談者」と置き換えた方がわかりやすい。

・相談者の寸法の測り方に間違いがあったと書いてあるが、設計者の説明不足とも書いてあり、設計者の説明がどのようなものであったのか、具体的に記載しないとわからないのではないかな。

○P4：東京会の事例

・具体的な地名が入っているので、削除する。

・事務所名のイニシャルが入っているので削除する。

・その他、文言の統一や誤字修正を行なうこととした。

○P5：神奈川会の事例

・業務の概要の部分の文章が口語体になっているので、修正することとした。

○P6：福井会の事例

・申出人が「建築主」となっているが、「建築主の親族」であると思われる。

・タイトルにある「相談者は昨年死亡した建築主の息子である」の文言は、本文に移動する。

・「設計施工の事業者である」の文言は、「兼業の」に置き換える。

○P7：大阪会の事例

・「真意を確認」ではなくて「真偽を確認」に修正する。

・延べ面積を記入する。

○P8：大阪会の事例

・「了解を得た頃」を「了解を得たこと」に修正する。

・延べ面積を記入する。

○P9：沖縄会の事例

・金額や面積などは、具体的な数値ではなく、ある程度まるめる

必要がある。

- ・「現場を管理」とあるが、管理なのか監理なのかがあいまいなため、確認することとした。
- ・業務の概要の部分に「建築構造の補強方法の是非」とあるが、苦情の概要部分でこの点に触れられていないため、苦情の概要にも内容を記述した方が分かりやすい。

○P10：沖縄会の事例

- ・面積の数値をまるめる。

○P11：沖縄会の事例

- ・「21月頃」との記載があるため、確認して修正する。

議事3. その他

平成28年度上半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）の中で、会誌「日事連」へ掲載する、特に参考となる事例の選出について、事務局より説明がなされた。

事前に候補として挙げられていたP5神奈川会の事例、P8大阪会の事例、P11沖縄会の事例に加えて、P7大阪化の事例及びP10沖縄会の事例を会誌へ掲載する事例として選出した。

■次回日程

平成29年4月27日（木）14：00～16：00

（※Web会議での開催とする）

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成29年

3月23日 日事政研役員会

23日 通常理事会

4月 5日 会誌・編集専門委員会

10日 基本問題検討特別委員会

10日 建築士事務所の業務環境改善WG

11日 建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG

12日 青年WG

14日 構造技術専門委員会

平成29年2月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年2月1日～2月28日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,858事務所
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 6	1,027	4,509	22.8 %		251	24.4 %
青 森		182	962	18.9 %		39	21.4 %
岩 手		276	1,045	26.4 %		68	24.6 %
宮 城		357	2,085	17.1 %		75	21.0 %
秋 田		146	1,098	13.3 %		45	30.8 %
山 形		179	1,188	15.1 %		55	30.7 %
福 島	+ 3	235	1,645	14.3 %	+ 1	68	28.9 %
茨 城		501	2,087	24.0 %		153	30.5 %
栃 木		181	1,409	12.8 %		85	47.0 %
群 馬	- 1	190	1,790	10.6 %	+ 1	94	49.5 %
埼 玉		504	5,025	10.0 %	+ 3	123	24.4 %
千 葉	+ 2	405	3,548	11.4 %	- 1	118	29.1 %
東 京	+ 2	1,568	15,541	10.1 %	+ 3	538	34.3 %
神奈川	- 3	784	6,207	12.6 %	+ 1	203	25.9 %
新 潟		324	2,371	13.7 %		133	41.0 %
長 野		428	2,217	19.3 %		121	28.3 %
山 梨	+ 1	109	855	12.7 %		9	8.3 %
富 山	+ 1	307	1,261	24.3 %		60	19.5 %
石 川	+ 2	304	1,325	22.9 %		53	17.4 %
福 井		229	1,018	22.5 %		55	24.0 %
静 岡	- 5	432	3,250	13.3 %	+ 1	137	31.7 %
愛 知	+ 2	561	5,196	10.8 %	+ 1	130	23.2 %
三 重		187	1,298	14.4 %		66	35.3 %
滋 賀		185	1,181	15.7 %		33	17.8 %
京 都		335	2,231	15.0 %	+ 1	95	28.4 %
大 阪	- 1	782	6,594	11.9 %		194	24.8 %
兵 庫	- 6	421	3,722	11.3 %		107	25.4 %
奈 良		109	952	11.4 %		23	21.1 %
和歌山		129	788	16.4 %		25	19.4 %
鳥 取		97	502	19.3 %		46	47.4 %
島 根		126	700	18.0 %		67	53.2 %
岡 山	+ 1	399	1,529	26.1 %	+ 1	64	16.0 %
広 島	+ 2	346	2,403	14.4 %	+ 1	128	37.0 %
山 口		114	1,091	10.4 %		37	32.5 %
徳 島		104	884	11.8 %		15	14.4 %
香 川		103	1,132	9.1 %		17	16.5 %
愛 媛		157	1,219	12.9 %		39	24.8 %
高 知		141	656	21.5 %		26	18.4 %
福 岡	+ 1	470	3,774	12.5 %		151	32.1 %
佐 賀	- 1	178	639	27.9 %	+ 2	36	20.2 %
長 崎		249	866	28.8 %		44	17.7 %
熊 本		221	1,368	16.2 %		96	43.4 %
大 分		143	934	15.3 %		39	27.3 %
宮 崎		120	1,082	11.1 %		55	45.8 %
鹿児島		316	1,310	24.1 %		87	27.5 %
沖 縄		197	1,295	15.2 %		59	29.9 %
計	- 6	14,858	103,782	14.3 %	+ 15	4,162	28.0 %

※建築士事務所登録数は平成28年9月末日現在の数字である。